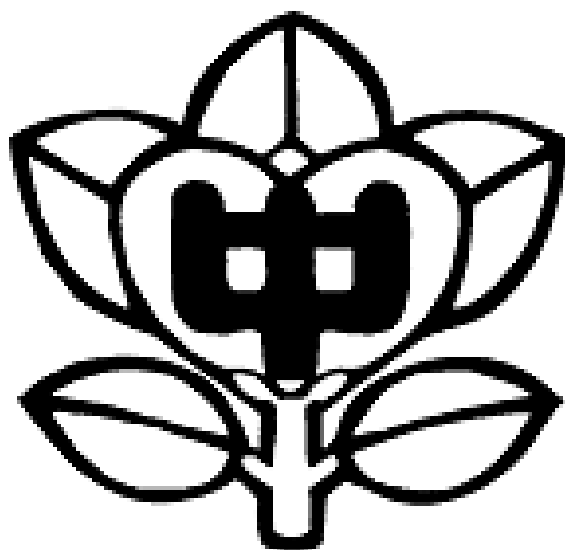


いじめ防止基本方針

(概要版)

自分を大切にし、
人を大切にしながら
思いやりがあふれる学校を創ろう



平成31年4月1日
長与町立長与中学校

長与中学校いじめ防止基本方針（概要版）

基本理念 **自分を大切にする** **人を大切にする**
基本的態度 **分かち合い** **助け合い** **認め合い**

【 いじめの定義 】

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

*いじめ防止対策推進法第2条の児童等を生徒に置き換え、まとめたもの。

【 基本的な考え 】

- いじめはどの生徒にも起こりうるものであり、被害者にも加害者にもなりうるものである。
- 生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないため、すべての教職員が未然防止に務める。
- いじめが発生した場合、教職員は全力で生徒を守り、関係機関と連携して全面解決に向けて取り組む。

【 目指す子供像 】

- いじめない子供
- いじめを許さない子供
- 勇気ある子供
- 権利を主張できる子供

【 いじめの認知 】

- ①一つ一つの行為がいじめか否かの判断は表面的、形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立ち、心の奥深くにまで細やかな配慮をしていく。
- ②けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

【 いじめの解消 】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも①いじめに係る行為が止んでいること、②被害生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

【 特に配慮が必要な生徒について 】

特に配慮が必要な生徒（発達障害を含む、障害のある生徒・性同一性障害や性的指向、性自認に係る生徒・自然災害により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難した生徒など）については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。



【 いじめを生まない、許さない学校づくりに向けて 】

- ① 教職員は、「いじめは人間として絶対に許されない行為」であることを強く認識し、学校の全教育活動を通じて、生徒一人一人への徹底を図る。
- ② 教職員は、いじめを許さない学校づくり、学年・学級づくりを推進していくために、生徒一人一人を大切にする意識を強く持つとともに、日々の言動に十分配慮する。
- ③ 教職員は、生徒の主体的な活動を推進するとともに、保護者や地域住民と連携し、いじめを生まない風土づくりや未然防止に全力を傾ける。
- ④ 教職員は、生徒のささいな言動の変化に気づく感性を磨くとともに、組織として対応する。
- ⑤ いじめが発生した場合、教職員はその解決に全力を注ぐとともに、解消の判断を急ぐことなく、継続した指導や観察を行う。

いじめ対策委員会

- いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する措置等いじめ防止・根絶に向けた「計画・実践・確認・行動」の中心的役割を担う。
- 重大事態が発生した場合に調査を行い、いじめの解消・再発防止に向けた取組を行う。

- ☆ 定例会（月1回開催）各週の実態を把握し、翌月の取組を確認する。
 - ・校長、副校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭
- ☆ 拡大委員会（必要な場合）
 - ・校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学校評議員、学校支援会議委員、SC他

【 いじめに係る関係条文：いじめ防止対策推進法 】

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

○いじめの未然防止

【 学校の取組 】

- いじめについての共通理解（校内研修・職員会議、全校集会・学級活動）
- いじめに向かわない態度・能力の育成（道徳・人権教育、読書・体験活動）
- いじめが生まれる背景と指導上の注意についての共通理解
- 自己有用感や自己肯定感の育成

【 生徒の取組 】

- 生徒自らがいじめの問題について学ぶ。
- 生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- 生徒会による「いじめ撲滅・人を大切にする宣言」をする。

【 保護者・地域住民の取組 】

- 法第9条を理解し、実践する。
- 日頃から子供が悩み等を相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- いじめを発見したら、当事者間で解決を図るだけでなく、事案によってはPTAや関係機関と協議することも必要である。
- いじめ根絶に向け、「家庭教育10か条」の取組を推進する。

○いじめの早期発見（早期発見・早期相談が解決につながる！）

【 学校の取組 】

- 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施する。
- 生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- 保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。
- 生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。また、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- 保健室や心の相談室、スクールカウンセラー等の利用、電話相談窓口について広く周知する。

- 教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配る。
- 生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用する。
- 集まったいじめに関する情報については学校の教職員全体で共有する。
- ネット上での不適切な書き込み等の発見に努める。

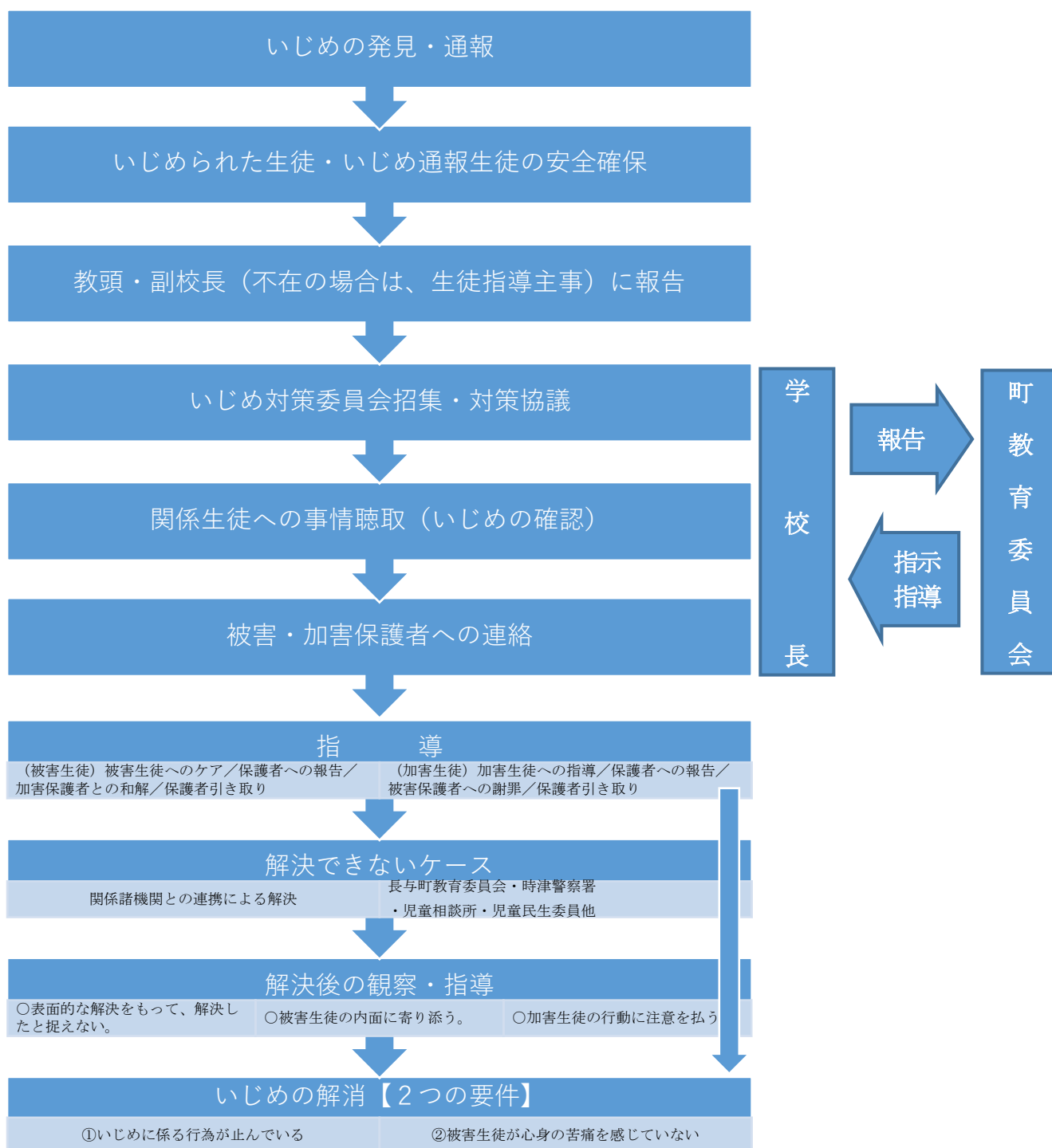
【生徒の取組】

- いじめが行われていると思ったときには、解消に向けて取り組んだり、周囲の仲間、先生、大人等に知らせたりする。

【保護者・地域住民の取組】

- 自分の子供とともに、他の子どもにも目を向け、いじめを発見したり、いじめの予兆を感じたりしたら、速やかに学校や関係機関に連絡・相談する。

〇いじめに対する措置



○**重大事態への対処** (誠意をもって対応し、全面解消する)

- ① 重大事態が発生した場合は、速やかに町教育委員会に連絡する。
- ② 町教育委員会は町長及び県教育委員会に一次報告を行うとともに、学校に必要な指導や支援を行う。
- ③ 学校の「いじめ対策委員会」で調査を行い、町教育委員会に報告する。必要により、町教育0委員の下に設置した「いじめ等学校問題サポートチーム」が調査を行う。
- ④ 町長は報告を受け、必要であると判断した場合は再調査を行う。
- ⑤ 町長は、調査結果を議会に報告する。
- ⑥ 町長及び町教育委員会は、再発防止のための措置を講ずる。

○**年間計画** ※いじめ対策委員会 (定例会及び拡大委員会)

月	内 容	月	内 容
4	○ 定例会 ・年間計画の作成と取組確認 ○ 保護者・地域住民への啓発 ・PTAでの説明やHPでの公開	10	○ 定例会 9月の振り返りと取組確認
5	○ 定例会 ・4月の振り返りと取組確認 ○ いじめ根絶強調月間 ・児童集会、生徒集会の実施	11	○ 定例会 10月の振り返りと取組確認
6	○ 定例会 5月の振り返りと取組確認	12	○ 定例会 11月の振り返りと取組確認
7	○ 定例会 6月の振り返りと取組確認 ・「長与の子の心を見つめる教育週間」の取組の充実 ○ 第1回 拡大委員会 ・1学期の取組の振り返り ・2学期の取組確認	1	○ 定例会 12月の振り返りと取組確認
8	○ 定例会 7月の振り返りと取組確認	2	○ 入学説明会で保護者への啓発 ○ 第2回 拡大委員会 本年度取組の振り返り 次年度の取組確認
9		3	○ 定例会 2月の振り返りと取組確認 基本方針及び概要版の修正

○わが子の「15のいじめSOS」

(わが子をしっかりと見つめましょう)

- ① 元気がなくなったり、口数が少なくなったり、食欲がなくなったりしてきた。
- ② 「学校へ行きたくない」等とポツンと独り言を言うようになってきた。
- ③ 登校時刻になると体調不良を訴えたりするようになってきた。
- ④ 学校から帰宅した時の表情が沈んでいたり、明るさがなくなったりしてきた。
- ⑤ 部屋に閉じこもったり、家族と話をしなくなったりしてきた。
- ⑥ 学校での出来事や友人の話をしなくなってきた。
- ⑦ 服装が乱れたり、汚れたり、けがをして帰宅したりすることがある。
- ⑧ 持ち物をなくなったり、傷つけられたりすることがある。
- ⑨ 家から金品を持ち出すようになった。
- ⑩ わが子呼び出す電話が頻繁にかかってくる、大人が出ると切れたりする。
- ⑪ 誰かとひそひそ電話をしていることが多くなった。
- ⑫ 携帯メールやLINE等のチェックをしなくなった。
- ⑬ 身だしなみにかまわなくなった。
- ⑭ 何もしないで長い間ぼんやりしている。
- ⑮ 気分の浮き沈みが激しく、急に激昂して暴言を吐いたりするようになった。

○相談窓口

(「何かおかしい」「いつもと違う」と感じたら早めの即相談を)

<input type="checkbox"/> 長与子供ホットライン (長与町学校教育課)	8 8 3 - 5 1 6 1
<input type="checkbox"/> 親子ホットライン (長崎県教育センター)	0 1 2 0 - 7 2 5 - 3 1 1
<input type="checkbox"/> 24時間子供SOSダイヤル (長崎県教育委員会)	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
<input type="checkbox"/> ヤングテレホン (長崎県警少年サポートセンター)	0 1 2 0 - 7 8 6 - 7 1 4
<input type="checkbox"/> 子ども・家庭110番 (県中央児童相談所)	0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7
<input type="checkbox"/> チャイルドライン (NPO法人) : 児童生徒専用	0 9 5 - 8 4 4 - 1 1 1 7
<input type="checkbox"/> 子どもの人権110番 (法務局・地方法務局)	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
<input type="checkbox"/> 長与中学校の相談窓口	0 9 5 - 8 8 3 - 2 0 0 9
<input type="checkbox"/> 長与中学校心の教室相談員	0 9 0 - 4 3 4 1 - 7 2 1 8

メール相談窓口

- 子どもの人権SOS-eメール (法務省) https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html